

議案第 15 号

橋本市消防長及び消防署長の資格を定める条例について

橋本市消防長及び消防署長の資格を定める条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(消防長の資格)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、本市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであることとする。

(消防署長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。
- (2) 本市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。